○経済産業省令第四十四号

会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年四月三十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令

（中小企業投資育成株式会社業務処理規則の一部改正）

第一条　中小企業投資育成株式会社業務処理規則（昭和三十八年通商産業省令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項各号列記以外の部分中「若しくは代表執行役の選定又は監査役の選任若しくは」を「又は代表執行役の選定及び監査等委員である取締役若しくは監査役の選任又は」に、「若しくは代表執行役又は選任しようとする監査役若しくは」を「又は代表執行役及び選任しようとする監査等委員である取締役若しくは監査役又は」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　選定しようとする代表取締役又は代表執行役及び選任しようとする監査等委員である取締役若しくは監査役又は若しくは監査役の解任若しくは」を「又は代表執行役の解職及び監査等委員である取締役若しくは監査役の解任又は」に、「若しくは代表執行役又は解任しようとする監査役若しくは」を「又は代表執行役及び解任しようとする監査等委員である取締役若しくは監査役又は」に改める。

（商品投資顧問業者の業務に関する省令の一部改正）

第二条　商品投資顧問業者の業務に関する省令（平成四年通商産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役及び会計参与、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第十五条第二項第一号ロ中「委員会設置会社である場合にあっては、その」を「監査等委員会設置会社である場合にあっては取締役及び会計参与、指名委員会等設置会社である場合にあっては」に改め、同項第二号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役及び会計参与、指名委員会等設置会社にあっては」に改め、同条第三項第一号ロ中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、会計参与及び主要株主、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

（日本アルコール産業株式会社法施行規則の一部改正）

第三条　日本アルコール産業株式会社法施行規則（平成十八年経済産業省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項各号列記以外の部分中「若しくは代表執行役の選定又は監査役の選任若しくは」を「又は代表執行役の選定及び監査等委員である取締役若しくは監査役の選任又は」に、「若しくは代表執行役又は選任しようとする監査役若しくは」を「又は代表執行役及び選任しようとする監査等委員である取締役若しくは監査役又は」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　選定しようとする代表取締役又は代表執行役及び監査等委員である取締役若しくは選任しようとする監査役又は選定しようとする監査委員の氏名及び住所

第六条第二項中「若しくは代表執行役の解職又は監査役の解任若しくは」を「又は代表執行役の解職及び監査等委員である取締役若しくは監査役の解任又は」に、「若しくは代表執行役又は解任しようとする監査役若しくは」を「又は代表執行役及び解任しようとする監査等委員である取締役若しくは監査役又は」に改める。

（商店街振興組合法施行規則の一部改正）

第四条　商店街振興組合法施行規則（平成十九年経済産業省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「第四十四条第五項」を「第四十四条第五項第二号」に改める。

（輸出入取引法施行規則の一部改正）

第五条　輸出入取引法施行規則（平成十九年経済産業省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第十二号中「第六十三条の五第九項第三号」を「第六十三条の四第五項」に、「第六十三条の五第十項第三号」に改める。

第五十八条第六号中「第六十三条の四第四項」を「第六十三条の五第六項」に、「第六十三条の五第七項」を「第六十三条の六第四項」に改める。

第五十九条第六号中「第六十三条の五第六項」を「第六十三条の五第七項」に改める。

第六十一条第五号中「第六十三条の五第六項」を「第六十三条の五第七項」に改める。

第六十二条中「第六十三条の五第七項」を「第六十三条の五第八項」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二　吸収合併消滅輸出組合又は吸収合併消滅輸入組合における次に掲げる事項

イ　法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の四第四項の規定による請求に係る手続の経過

ロ　法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の四第五項において準用する同法第五十六条の二の規定による手続の経過

三　吸収合併存続輸出組合又は吸収合併存続輸入組合における次に掲げる事項

イ　法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の五第六項の規定による請求に係る手続の経過

ロ　法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の五第七項において準用する同法第五十六条の二の規定による手続の経過

第六十四条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「第六十三条の六第四項」を「第六十三条の六第五項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の六第四項の規定による請求に係る手続の経過

附　則

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

告　示

○財務省告示第百六十号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十七年四月三十日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第二十三回	七千百四十九万円	七千百四十一万二百八十四円
〃	第二十四回	八千百三十六万円	八千百二十九万五千百八十六円